お知らせ

担当課 監理課 担当者 難波、菊池 内 線 4133、4137 直 通 226-7463

建設業法による指示処分

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分(指示処分)を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社森元設備	代表者氏名	もりもと森元	^{たかし} 孝誠
主たる営業所 の所在地	岡山市中区江並40-17			
許可番号	岡山県知事許可(般-7)第23736号			
許可を受けてい る建設業の種類	管工事業			

2 処分をした日令和7年11月17日

3 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速や かに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- ③ 上記①及び②について、同社が講じた内容を文書により報告すること(研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)。

4 処分の原因となった事実

(株)森元設備は、過去にも直近5事業年度の建設業法第11条第2項に規定する書類を毎事業年度経過後4月以内に届出せず岡山県から指導を受けているにも関わらず、再度、大幅に届出期限を超過して届出しており、改善が見られない。

このことは、建設業法第11条第2項に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。